

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する
医療機関（精神通院医療）の指定に関する事務処理要領

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定医療機関の指定に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定基準

知事は、「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日付け障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）に基づき、愛知県内（名古屋市を除く。）に所在する自立支援医療を担当させる医療機関（精神通院医療）について指定するものとする。

3 指定の申請

(1) 指定を受けようとする病院・診療所（保険医療機関であるものに限る。）の開設者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式1-（1））

イ 主として担当する医師の経歴書（様式1-（2））

ウ 主として担当する医師の医師免許証の写し

(2) 指定を受けようとする薬局（保険薬局であるものに限る。）の開設者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）（様式2-（1））

イ 経歴書（様式2-（2））

(3) 指定を受けようとする訪問看護事業者（保険医療機関であるものに限る。）、居宅サービス事業者（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者で保険医療機関であるものに限る。）及び指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者で保険医療機関である者に限る。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（訪問看護事業者等）（様式3-（1））

イ 従事する職員の定数（様式3-（2））

4 指定の審査等

知事は、指定の申請書（変更届のうち指定条件を変更した場合を含む。）を審査し、適当と認めた医療機関を指定する。指定年月日は、原則として指定の決定を行った月の属する月の翌月初日とする。

5 指定等の告示

知事は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第69条の規定に基づき、次の場合は告示する。

(1) 4により指定医療機関を指定したとき。

(2) 8により変更届を受理したとき。（名称又は所在地の変更に限る。）

(3) 9により指定の辞退があったとき。

(4) 法第68条第1項各号の規定により指定を取り消したとき。

6 指定の更新

指定を受けた医療機関は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。ただし、保険医である医師の開設する保険医療機関又は保険薬剤師である薬剤師の開設する保険薬局であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものを除く。

7 指定更新の届出

(1) 自立支援医療機関（精神通院）の指定更新を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 指定自立支援医療機関（精神通院）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式7）

(2) 自立支援医療機関（精神通院）の指定更新を受けようとする薬局の開設者は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 指定自立支援医療機関（精神通院）指定更新申請書（薬局）（様式8）

(3) 自立支援医療機関（精神通院）の指定更新を受けようとする訪問看護事業者（保険医療機関であるものに限る。）、居宅サービス事業者（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者で保険医療機関であるものに限る。）及び指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を者に限る。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 指定自立支援医療機関（精神通院）指定更新申請書（訪問看護）（様式9）

8 変更等の届出

指定を受けた医療機関は、次のいずれかに該当するときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により指定自立支援医療機関変更届（様式4）を知事に提出しなければならない。

(1) 病院又は診療所の変更に関する届出事項

ア 病院又は診療所の名称又は所在地

イ 開設者の住所又は氏名若しくは名称

ウ 標榜している診療科名（担当しようとする医療の種類に関係あるものに限る）

エ 精神通院医療を主として担当する医師の氏名及び経歴

(2) 薬局の変更に関する届出事項

ア 薬局の名称又は所在地

イ 開設者の住所又は氏名若しくは名称

ウ 主として担当する薬剤師の氏名及び経歴

(3) 訪問看護事業者等の変更に関する届出事項

ア 訪問看護事業者等の名称又は主たる事務所の所在地

イ 訪問看護ステーション等の名称又は所在地

- ウ 当該訪問看護ステーション等において訪問看護若しくは老人訪問看護又は居宅サービス若しくは介護予防サービスに従事する職員の定数
- エ 開設者の住所又は氏名若しくは名称

9 休止（再開）・廃止・辞退の届出

指定を受けた医療機関が休止（再開）、廃止又は指定を辞退する時は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条第1号及び第64条の規定により指定自立支援医療機関休止（再開）・廃止・辞退届（様式5）を知事に提出しなければならない。

10 処分に係る届

指定を受けた医療機関が医療法第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けた時は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条第2号の規定により指定自立支援医療機関の処分に係る届出書（様式6）を知事に提出しなければならない。

11 その他

この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。